

ふじのくに消費者教育推進地域協議会設置要綱の改正

1 趣旨

- 県民生活センターごとに設置していた「ふじのくに消費者教育推進地域連絡会・連絡会議」を、令和4年4月、県と市町の連携体制を強化し、消費者教育を含めた地域の消費者行政を一体的かつ効果的に推進することを目的とする「地域消費者行政推進連携協議会」として改編したことに伴い、構成員を各県民生活センター、賀茂広域消費生活センターに変更する。
- 学校における消費者教育を推進するためには、教員向けの研修の実施が不可欠であることから、研修の担当所属である教育政策課を構成員に加える。

2 構成員選定の根拠

消費者教育の推進に関する法律

(消費者教育推進地域協議会)

第二十条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

3 構成員の改正案

	現 行	改正案	備考	区分	
1	常葉大学	同左		学識	
2	静岡県弁護士会				
3	静岡県司法書士会				
4	静岡県消費者団体連盟			消費者団体	
5	静岡県生活協同組合連合会				
6	(一社)静岡県労働者福祉協議会			事業者団体	
7	(公社)日本青年会議所 東海地区静岡ブロック協議会				
8	静岡県金融広報委員会			関係機関	
9	(福)静岡県社会福祉協議会				
10	静岡県教育研究会			追加	教育関係者
	—	教育委員会事務局教育政策課			
11	教育委員会事務局義務教育課	同左			
12	教育委員会事務局高校教育課				
13	教育委員会事務局特別支援教育課				
14	教育委員会事務局社会教育課				
15	くらし・環境部県民生活課		追加	関係機関	
16	ふじのくに消費者教育推進 東部・賀茂地域連絡会議	東部県民生活センター	変更	関係機関	
17	ふじのくに消費者教育推進 中部地域連絡会	中部県民生活センター	変更	関係機関	
18	ふじのくに消費者教育推進 西部地域連絡会	西部県民生活センター	変更	関係機関	
	ふじのくに消費者教育推進 東部・賀茂地域連絡会議(再掲)	賀茂広域消費生活センター	追加	関係機関	

4 施行日

令和4年8月25日